

資料 4

国民・都道府県からの主な意見と対応(案)

対応(案)の凡例
 意見を踏まえて修文で対応したもの
 意見の趣旨は既に本文で反映されているもの
 意見の趣旨を踏まえて今後の実施面での対応等を考えていくもの
 × 対応困難なもの

国民120名、47都道府県(管轄下市町村や港湾管理者の意見も斟酌)からも多数の意見

	主な意見	現在案での対応や意見に対する考え方
全体	<p>都市部に偏重した指標や事業が多いため、例えば高度医療機関へのアクセスや災害多発地域など中山間地や島嶼も含めた地方の実情にも目配りが必要(国民及び都道府県)</p> <p>国と地方とが協働して目標を達成していくためにも、指標の数値設定根拠の明示など情報提供が必要(国民及び都道府県)</p> <p>重点計画と全国総合開発計画や地方開発計画等との関係を明記すべき(都道府県)</p> <p>事業費を明示して国民の判断を仰ぐべき(国民)</p> <p>毎年度の達成状況などフォローアップについて別途定めることが必要(国民及び都道府県)</p>	<p>第1章8で「個性ある地域の発展を目指し」(p4)、第2章「安全(1)」の事業の概要で「台風・梅雨等による洪水被害の常襲地域に対する対応」(p10)、「安全(2)」の事業の概要で「大地震の発生が切迫している地域(都市等)」(p11)、「活力(4)」の事業の概要で「様々な地域の生活や経済活動を支える…交通基盤の整備」(p21)として記載した。(修正)</p> <p>参考資料を通じて詳細な情報を提供すべく作業中。</p> <p>前文で「21世紀の国土、経済社会のあり方を見据えつつ」(p1)実現を図るべき目標等重点計画で明らかにする旨を記載した。(修正)</p> <p>×計画の重点を「事業費」から「成果」に転換したので、事業費は計画内容とはしない。なお、目標達成に向けての事業量は参考資料において明示すべく作業中。</p> <p>今後、重点目標の達成度のチェックをし、その後の事業展開に反映させるなど、フォローアップの体制を整備していく予定。</p>
第1章	<p>事業評価に当たっては、採算性や効率性だけでは計れない効果にも配慮すべき(国民及び都道府県)</p> <p>事業評価にこだわると必要な施設整備に支障を来す(国民)</p>	<p>事業評価は、環境に与える影響や災害発生の状況、中心市街地の活性化など投資効率性以外の指標も含め総合的に評価しているが、第1章1で事後評価の結果を「事業評価手法の見直し等に反映」(p2)する旨記載しているとおり、評価手法の高度化には今後とも継続的に取組む。</p>

	主な意見	現在案での対応や意見に対する考え方
	<p>住民参加の取組み実施にあたっては、情報を積極的に公開するなど、社会資本の整備にあたって透明性が必要(国民)</p> <p>構想・計画段階における民間技術・ノウハウの積極活用などが重要であり、民間技術開発を推進するための制度・仕組みづくりも必要(国民)</p> <p>「国及び公団等」が総合コスト縮減率の達成主体とされているが、当県として達成できるかは不明であるため、主体の記載振りを検討されたい(都道府県)</p> <p>公共用地を取得するために、事業者は土地収用法の積極的な活用をする上で、事業内容の説明等を地権者に十分に行い、理解と協力を得て用地取得していくことが必要(国民)</p> <p>構想・計画策定段階で住民の選択ができるよう複数の事業提案を行うべき(国民)</p> <p>事業間調整は、事業実施段階からではなく計画策定段階から行うべき(国民及び都道府県)</p> <p>既存の社会資本の有効活用の推進と、ハード・ソフトの連携による効果的かつ効率的な施策の展開を記述されたことは大いに評価すべきであり、積極的に推進されたい(国民)</p> <p>本文と平成15年4月「道路構造物の今後の管理・更新等のあり方に関する検討会」提言でのアセットマネジメントの定義に差異があるため修正すべき(都道府県)</p> <p>維持管理に対する国庫補助が手薄などの問題に対処するため、事業制度等の一層の充実が必要(国民)</p> <p>民間企業やNPO等の資金や能力を活用し、PFや地域主体の街の管理制度などを積極的に導入すべき(都道府県)</p>	<p>第1章1で「評価についても積極的に公表する」(p2)と追加記載した。(修正)</p> <p>今後の事業実施を通じてその具体策について今後とも継続的に取組む。</p> <p>×計画では国と関係公団等をコスト縮減目標達成の主体としているが、地方公共団体においてもコスト縮減に向けた取組みを期待。</p> <p>第1章2で「公共用地のより円滑な取得のため、事業認定の透明化、収用手続きの合理化などの平成13年の改正の趣旨を踏まえつつ土地収用法の積極的な活用を図る」(p3)と記載した。(修正)</p> <p>第1章3に記載した「住民参加を促すための各種運用指針」に複数事業提案等の内容が含まれている。</p> <p>第1章4で、「構想・計画・実施の各段階において」(p3)連携していくことを記載した。(修正)</p> <p>第1章5の記述を更に充実した。(修正)</p> <p>第1章5で「総合的な資産管理手法を導入し」(p4)と記載した。(修正)</p> <p>技術開発等を通じて維持管理費の縮減に取組む。</p> <p>1章7に「社会資本の管理等について、地域住民やNPO等の参画を促進する」(p4)と追加記載した。(修正)</p>

	主な意見	現在案での対応や意見に対する考え方
	<p>PFIについては、その特性を発揮できるような仕組みづくりと新たな事業分野への展開が必要(国民)</p> <p>地方が主体性を持って事業を推進できるよう、税源委譲を含めた財源確保、統合補助金の拡充、直轄事業の事前協議や維持管理負担金の廃止などが重要(都道府県)</p> <p>全国一本の計画ではなく、地方ブロック別に計画を策定し、地方の意見が重視されるようにすべき(国民) 事業推進にあたっては、国、地方の将来ビジョンを明確にし、地方の実態や意見を踏まえ、行政の境界を越えた広域ブロックでの計画決定を行うなど、一層の事業の効率化に努力すべき(国民)</p> <p>国が責任を持って地域間格差を是正していくべき(都道府県)</p>	<p>第1章7に「適切な事業分野においてPFIの導入を積極的に推進」(p4)と記載している。今後ともより一層の普及努力と新規分野への展開を推進。</p> <p>これらについては別途の閣議決定(骨太方針)等に基づき実施。なお、第1章8では、「地方による主体的な地域づくりを促進するため、国庫補助負担金について、地方の裁量性を高める方向で改革を推進する」(p5)と記載している。</p> <p>第1章8で「国と地方公共団体との円滑な意思疎通、共通認識の醸成を図りつつ、…地方ブロックの社会資本の重点整備方針をとりまとめ」(p4)の旨を記載している。</p> <p>個性ある地域の発展のためには、国と地方との意思疎通、共通認識を醸成し、適切な役割分担の下で地方の特性にも配慮しつつ真に必要な社会資本整備を推進。</p>
第2章 暮らし	<p>ユニバーサルデザインの視点も重要(都道府県)</p> <p>雪寒地域への配慮が必要(国民及び都道府県)</p> <p>交通バリアフリー法に基づく基本構想策定率などが指標であるべき(国民)</p> <p>河川における汚濁負荷削減率は内容がわかりにくい(都道府県)</p> <p>グリーンベルトの整備には保全も追加すべき(都道府県)</p>	<p>第2章「暮らし(1)」の事業の概要で「高齢者・身体障害者等を含むすべての人々が安全で快適な社会生活を送ることができるよう」(p7)と記載した。(修正)</p> <p>第2章「暮らし(1)」の事業の概要で「冬期の歩行の障害となる積雪や凍結等の解消を推進する」(p7)と記載した。(修正)</p> <p>×地方公共団体による策定率よりも、利用者の利用に直接関係する指標のほうが、より目標の達成状況が容易に理解できるのではないかと考えている。</p> <p>第2章「暮らし(2)」の指標説明の注意書きを分かりやすいものに変更(p8)した。(修正)</p> <p>第2章「暮らし(2)」の事業概要で「グリーンベルトの整備・保全」(p8)と記載した。(修正)</p>

	主な意見	現在案での対応や意見に対する考え方
安全	<p>災害対策は、ハードのみならず災害情報の伝達などソフト面の対応が重要(国民)</p> <p>災害時のリダンダンシー確保としても高速道路整備は重要(都道府県)</p> <p>地震に強い国土はハード面よりもむしろ防災組織の育成、救援の提携、マニュアル策定等のソフトが重要(国民)</p> <p>改正SOLAS条約(海上人命安全条約)を受けた港湾保安対策の推進が必要(国民及び都道府県)</p>	<p>第2章「安全(1)」の事業の概要で施設整備の効果を増大させるため、「情報通信技術の高度化にも対応しつつ、災害に関する情報をリアルタイムで提供する施設や体制を整備する」(p10)等を記載した。また、「安全(2)」の事業の概要でもソフト施策について記載(p11)した。(修正)</p> <p>第2章「安全(2)」の事業の概要で「緊急輸送道路ネットワーク等」(p11)の整備を記載している。</p> <p>第2章「安全(2)」の事業の概要で「避難地や避難路の周知や災害発生時の緊急・応急対応等に関する防災計画の作成を支援するなど適切なソフト施策を実施」(p11)と追加記載した。(修正)</p> <p>第2章「安全(3)」の事業の概要で「空港や港湾等において」(p12)保安レベルの向上を図ることを記載した。(修正)</p>
環境	<p>バスの利用促進を明記すべき(都道府県)</p> <p>SPMは浮遊粒子状物質と呼称すべき(都道府県)</p> <p>SPMの指標で「自動車寄与分の半減」がわかりにくい(都道府県)</p> <p>リサイクル関連物流拠点の整備を推進し、それを検討するための協議会等の設置が必要(国民)</p> <p>生物多様性の確保や絶滅危惧種に配慮すべき(都道府県)</p>	<p>第2章「環境(1)」の事業の概要で「公共交通機関の利用の促進」(p14)と記載している。</p> <p>意見のとおり修正(p14)した。(修正)</p> <p>指標を「道路寄与分」(p14)に修正し、明確化した。(修正)</p> <p>第2章「環境(3)」の事業の概要で官民連携の促進等を通じて静脈物流拠点等の形成を図る旨記載(p15)しているところであり、15年4月には民間団体や港湾管理者などで構成される「リサイクルポート推進協議会」も設置されている。</p> <p>第2章「環境(4)」の事業の概要で「生物多様性の確保」(p16)と記載している。</p>

	主な意見	現在案での対応や意見に対する考え方
	<p>湿地や干潟の再生指標(3割再生)と事業の概要にある今後5年間の事業量(900ha)の関係がわかりにくい。(都道府県)</p> <p>道路建設の工法やルートを選定は、投資効果のみならず自然環境を考慮すべき(都道府県)</p> <p>「高度処理人口普及率」の改善をもって良好な水環境への改善が図られたとするのは疑問(国民及び都道府県)</p> <p>木材の積極的活用を図るべき(都道府県)</p>	<p>誤解がなくなるよう事業の概要の記載を修正(p16)した。(修正) (これまでの整備量約1,200ha+今後5年間で約900ha整備=今後5年間で約2,100haまで再生)</p> <p>前文で「事業等の実施に当たり持続可能な社会の構築のための環境の保全を図っていくことも必要」(p2)と記載している。</p> <p>× 当面は、三大湾の流域等、水質保全上高度処理が必要とされる地域においてこれを推進することとしており、河川的环境整備や港湾の環境改善対策などの施策と併せて良好な水環境の形成に寄与するものと考えている。</p> <p>今後の事業実施を通じて配慮。</p>
活力	<p>「国際競争力の強化」は人間らしい暮らしの対峙概念であるため、削除すべき(国民)</p> <p>三大都市圏以外の大都市圏環状道路(都道府県)</p> <p>地域経済活性化のため地方港の国際コンテナターミナル整備が必要(都道府県) コンテナターミナルの整備は中枢国際港湾を中心に進めることを明記すべき(港湾管理者の政令市)</p> <p>高規格幹線道路・地域高規格道路の整備の推進が必要(国民及び都道府県)</p> <p>「道路渋滞による損失時間」は指標としてわかりにくい(都道府県)</p>	<p>× 国際競争力の強化を通じて豊かな暮らしを実現していこうとするものである。</p> <p>第2章「活力(1)」の事業の概要で「都市圏環状道路」の整備(p18)を記載したほか、第3章でも環状道路整備の推進(p22)を記載している。(修正)</p> <p>地域発着のコンテナにも対応できる多目的国際ターミナルの整備、中枢国際港湾の国際海上コンテナターミナル等への重点投資を引き続き進めていく考え。</p> <p>第2章「活力(2)」の事業の概要で「高規格幹線道路・地域高規格道路の着実な整備」(p13)を記載している。</p> <p>参考資料にて指標の解説を作成するなど様々な方法で指標の説明を行っていく。</p>

	主な意見	現在案での対応や意見に対する考え方
	<p>「観光入込客数」を指標に追加すべき(国民及び都道府県)</p> <p>離島などへの配慮(国民及び都道府県)</p>	<p>×本計画における指標は、主に社会資本整備による効果と言える成果を採用しているため、当該指標の追加は困難</p> <p>第2章「活力(4)」の事業の概要で、交通基盤の整備を「様々な地域の生活や経済活動を支える」(p22)ものとして記載した。(修正)</p>
第3章 道路	<p>食料生産地から消費地までの時間短縮、高度医療機関までの搬送時間短縮、災害時の緊急輸送路、中山間地の暮らしの支援などの視点が重要(国民及び都道府県)</p> <p>高規格幹線道路について、国の責任において整備することを記載すべき(都道府県)</p> <p>観光資源を活かした地域活性化を促進する道路整備の推進が必要(都道府県)</p> <p>「つくる」ための道路から「使う」道路への転換が急務(国民)</p>	<p>「地域連携や地域振興、観光交流等に資する道路整備を推進する」(p22)や「豪雨・豪雪による孤立地域の解消や医療施設へのアクセスを確保する」(p23)と記載した。(修正)</p> <p>「高規格幹線道路や地域高規格道路等のネットワークを重点的、効率的に整備する」(p22)と記載している。</p> <p>「地域振興、観光交流等に資する道路整備を推進」(p22)と記載した。(修正)</p> <p>「効率的に「つくる」とともに有効に「使う」ことを徹底」(p22)する旨記載した。(修正)</p>
交通安全	<p>「あんしん歩行エリア」の整備や歩行空間のバリアフリー化については多大な事業費を要するため財政面での支援を実施すべき(都道府県)</p> <p>違法駐車対策は三大都市圏だけではない(都道府県)</p>	<p>特定交通安全施設等整備事業等により、重点的に予算措置を講じてまいりたい。</p> <p>「三大都市圏」を「大都市圏」(p24)に修正した。(修正)</p>

	主な意見	現在案での対応や意見に対する考え方
空港	<p>「空港処理容量」を指標とすべき(国民)</p> <p>地方空港についても必要な整備は実施すべき(都道府県)</p> <p>PFI・民営化を含め官民の適切な役割分担の検討を進めるべき(国民)</p> <p>離島航空は本土から遠く離れた離島のみを対象とすべき(国民)</p>	<p>空港整備事業の成果は、国民が「いつでもどこでも確実に」移動することが出来るようになることであり、そのためには単に空港が整備されればよいのではなく、実際に飛行機が飛び、十分に座席が提供されることが重要と考えている。なお、目標達成に向けては、空港処理容量の拡大のほか、ハード・ソフトを組合せた効果的かつ効率的な施策を展開していく考え。</p> <p>地方空港の配置は、事業実施中の空港を加えると概成しつつある状況を踏まえ、「今後の地方空港新設については離島を除き抑制」(P25)という方針を明確にしたところであり、今後の整備については、ハード・ソフトの組み合わせや既存空港の十分な活用を中心とする質的充実に重点を移していくこととしている。</p> <p>国際拠点空港の民営化等については、国が整備に責任を持ち、適切に対応するとの前提のもと、それぞれの空港が創意工夫を活かせるような自立的経営環境を整えるとともに、経営の一層の効率化や透明性の向上、利用者サービス向上等の推進が必要。新東京国際空港公団は16年4月1日の民営化に向け作業を進めている。</p> <p>×離島空港については、島民生活の安定、離島振興の観点から必要なもの、かつ投資効果のある空港についてのみを整備対象としており、本土から遠い、近いという観点から整備を行うものではない。</p>
港湾	<p>港湾保安対策や防災対策の推進を明示すべき(都道府県)</p> <p>港湾の国際競争力確保は、アジアの近隣のハブ港湾を超えることなど、ターゲットを明確にして対応すべき(国民)</p> <p>港湾の維持工事に直轄事業で対応すべき(国民及び都道府県)</p>	<p>第3章に「港湾の保安レベルの向上を図る」(p26)旨を記載した。(修正)</p> <p>来年1月以降に指定することとしている「スーパー中枢港湾」においては、釜山港、高雄港、シンガポール港等アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目指すこととしている。</p> <p>既存施設の有効活用や、適時適切な改良工事の実施によるライフサイクルコストの低減などについて、ご指摘の点も踏まえ検討を進めたい。</p>

	主な意見	現在案での対応や意見に対する考え方
	地方の多目的国際ターミナルは、バルクだけの取扱いだけでなく、コンテナ取扱いが増えていることに配慮すべき(都道府県)	主に我が国産業活動を支えるバルク貨物の輸送システムの維持・拡充に配慮した多目的国際ターミナルの整備との趣旨であり、必要に応じコンテナ貨物も多目的国際ターミナルにおいて取扱われるものと考えている。
都市公園	国営公園以外の公園にも配慮が必要(国民び都道府県)	都市公園事業については、地方公共団体の整備する公園を主な対象として計画を定めており、「水と緑の公的空間確保量」を全体的な指標とし、安全や環境等の分野に重点を置きつつ、整備を推進していく旨記載している。 国営公園について利用者数の指標を設定しているのは、整備量ではなく、どれだけのサービスを提供するかを目標とする視点を盛り込むことが必要と考え、国自らが管理を行い、利用者数を毎年把握できる国営公園を代表としているもの。
下水道	浸水対策は、地域の実情を踏まえ柔軟に進めるとともに、他事業との連携等を重視すべき(都道府県) 「合流式下水道改善率」の定義が不明確(都道府県)	「多様な主体と連携・協力」し、「総合的な都市浸水対策」(p29)を講じていく旨記載している。 参考資料を通じて解説する。
治水	「洪水による氾濫から守られる区域の割合」に優先して取り組むべき(国民) 「既存治水施設の適正な維持管理に努める」とは維持管理の国庫補助制度創設を念頭に置いた取り組みと認識(国民) 常襲浸水地域や危険溪流に対する配慮が必要(都道府県)	頻発する水害、土砂災害に対する治水施設の整備水準の向上を計画的に進めることとしている。 × 既存治水施設の適切な維持管理が重要な施策であることから記述しているところであるが、社会資本整備重点計画への記述と国庫補助制度の創設とは直接的には関係ないものと考えている。 第2章「安全(1)」の事業の概要で「洪水被害の常襲地域に対する対応」(p10)にも重点を置く旨記載した。(修正)
海岸	津波・高潮等被害を軽減するための「暫定施設の早期完成」の意味が不明(都道府県)	計画上の完成形に対し、現状では防護性能に不足があるものが「暫定施設」であり、これを早期に完成形にして安全を確保することである。参考資料でも解説したい。